

～ご自宅の井戸水検査～

飲料用井戸水の検査結果が、『水道法水質基準に不適合です』と判断された場合は、下記の『水質検査項目の説明』をご覧ください。

項目名	一般細菌
基準値	100 個/mL 以下
説明	検出される細菌の多くは、病原菌との直接の関連はありませんが、汚染された水ほど多数検出される傾向がありますので水の汚染状況や飲料水の安全性を判定する指標となっています。 ※ただし、煮沸することで飲用できます。
項目名	大腸菌
基準値	検出されないこと
説明	大腸菌は、通常人畜の腸管内に生息しており、これが存在することは人畜のし尿等で汚染されている可能性もあります。 ※ただし、煮沸することで飲用できます。
項目名	硝酸態窒素 ・ 亜硝酸態窒素
基準値	10 mg/L 以下
説明	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、し尿や下水等に由来します。硝酸態窒素が体内で急速に亜硝酸態窒素へ還元された後、血液中のヘモグロビン血症を起こす(ひどいと窒息状態となる)ことで、健康被害を受ける人もいます。
項目名	塩化物イオン
基準値	200 mg/L 以下
説明	塩化物イオンは、生活排水、工場排水、し尿等の混入により増大します。基準値を超えると塩味を感じはじめます。また、塩化物イオンは金属を腐食させるので、濃度は低いほうが望ましいと言われます。なお、海岸近くでは、海水の影響によることがあります。
項目名	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
基準値	5 mg/L 以下
説明	全有機炭素は、水中に存在する有機物に含まれる炭素の総量をいい、有機性汚濁物質の指標として古くから用いられております。この数値が大きくなれば、水中の有機物が多く、水質が汚濁していることを意味します。
項目名	pH値
基準値	5.8 以上 8.6 以下
説明	水は種々の塩類、遊離炭酸等を様々な割合で含んでおり、その割合によって中性、酸性、アルカリ性を呈しています。pH値が1に近いほど酸性が強く、14に近いほどアルカリ性が強くなります。
項目名	味 ・ 臭気
基準値	異常でないこと
説明	水の臭気及び異常な味の原因は、下水、汚水、工場排水の混入、プランクトン、鉄、バクテリア、菌類の繁殖、地質及び水の塩素処理などに起因します。
項目名	色度
基準値	5 度 以下
説明	色度は、水の色を数値で示すものです。色のある水は、水道水の快適な使用を妨げ、また水の清濁、汚染の指標となります。基準値を超えるようになると、肉眼でも着色がわかるようになります。